

令和2年松前町規則第6号

松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年3月31日

松前町長 岡 本 靖

松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

松前町町営住宅管理条例施行規則（平成25年松前町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>2 前項の連帯保証人の連帯債務に係る民法（明治29年法律第89号）</u></p> <p><u>第465条の2第1項に規定する極度額は、連帯保証人になる時の入居者の家賃の24月分に相当する額以上とする。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 町長は、前条第1項の規定による請書の提出があったとき、又は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、連帯保証人の適否を連帯保証人承認・不承認通知書（様式第11号）により申請者へ、<u>連帯保証人承認通知書（様式第12号）</u>又は連帯保証人不承認通知書（様式第13号）により連帯保証人へ通知するものとする。</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p>(同居の承認等)</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>2 省略</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 町長は、前条第1項の規定による請書の提出があったとき又は</u> <u>前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、連帯保証人の適否を連帯保証人承認・不承認通知書（様式第11号）により申請者へ、<u>連帯保証人確認通知書（様式第12号）</u>又は連帯保証人不承認通知書（様式第13号）により連帯保証人へ通知するものとする。</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p>(同居の承認等)</p>

第9条 省略

2 町長は、新たに同居しようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、同居の承認をしない。

- (1) 省略
- (2) 前条第6項第1号及び第2号に該当しない者
- (3) 省略

3～5 省略

(入居の承継)

第10条 省略

2 町長は、承継の承認を得ようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、承継の承認をしない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 入居者が条例第41条第1項第1号から第6号までに該当していなかったこと。
- (4)・(5) 省略

3・4 省略

第14条 省略

(修繕費用の入居者負担)

第14条の2 条例第21条第4号に規定する町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用で規則で定めるものは、給水栓の修繕に要する費用及び次に掲げるものの軽微な損傷の修繕に要する費用とする。

- (1) 内壁又は外壁
- (2) 床又は畳
- (3) 建具
- (4) 流し台

第9条 省略

2 町長は、新たに同居しようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、同居の承認をしない。

- (1) 省略
- (2) 前条第5項第1号及び第2号に該当しない者
- (3) 省略

3～5 省略

(入居の承継)

第10条 省略

2 町長は、承継の承認を得ようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、承継の承認をしない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 入居者が条例第41条第1項各号に該当していなかったこと。
- (4)・(5) 省略

3・4 省略

第14条 省略



連 帯 保 証 人			
氏 名	生年月日	関係	電 話 番 号
印			
個人番号			
現 住 所		勤 務 先	
保証極度額 当初の家賃の 月分 円			

保証極度額は、当初の家賃の24月分に相当する金額以上として  
ください。

- 添付書類 1. 省略  
 2. 省略  
 3. 連帯保証人が親族である場合は、親族であること  
 が分かる戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書  
 4. 連帯保証人の住民票（本籍地が分かるもの）  
 5. 省略

省略

様式第10号（第8条関係）

連 帯 保 証 人			
氏 名	生年月日	関係	電 話 番 号
印			
個人番号			
現 住 所		勤 務 先	
連 帯 保 証 人			
氏 名	生年月日	関係	電 話 番 号
印			
個人番号			
現 住 所		勤 務 先	

- 添付書類 1. 省略  
 2. 省略  
 3. 連帯保証人が親族である場合は、親族であること  
 がわかる戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書  
 4. 連帯保証人の住民票（本籍地がわかるもの）  
 5. 省略

省略

様式第10号（第8条関係）

連帯保証人変更承認申請書

省略

次のとおり連帯保証人を変更したいので\_\_\_\_\_、申請します。なお、連帯保証人に対する履行の請求は、私こと申請者に対して、その効力を生ずることに同意します。

変更後連帯保証人	連帯保証人	住所	勤務先		
			連絡先		
		氏名	生年月日	入居者との関係	
		印			
		個人番号			
	保証極度額 申請時の家賃の 月分 円				
	連帯保証人	住所	勤務先		
			連絡先		
		氏名	生年月日	入居者との関係	
		印			
個人番号					
保証極度額 申請時の家賃の 月分 円					

私こと連帯保証人は、本契約上の債務の一切につき連帯保証

連帯保証人変更承認申請書

省略

次のとおり連帯保証人を次のとおり変更いたしたく、申請します。

変更後連帯保証人	連帯保証人	住所	勤務先		
			連絡先		
		氏名	生年月日	入居者との関係	
		印			
		個人番号			
	連帯保証人	住所	勤務先		
			連絡先		
		氏名	生年月日	入居者との関係	
		印			
個人番号					

の責を負うことを誓約します。

\*保証極度額は、申請書を提出する時における家賃の24月分に相当する金額以上としてください。

変更前 連 帯 保証人	氏 名	
	氏 名	
変更の理由		

- 添付書類 1. 省略  
2. 省略  
3. 変更後連帯保証人が親族である場合は、親族であることが分かる戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書  
4. 変更後連帯保証人の住民票（本籍地が分かるもの）  
5. 省略

省略

様式第11号（第8条関係）

連帯保証人承認・不承認通知書

省略

年 月 日付けで提出のありました松前町町営住宅入居請書（連帯保証人変更承認申請書）について、審査した結果を次のとおり通知します。

省略

省略

変更前 連 帯 保証人	氏 名	
	氏 名	
変更の理由		

- 添付書類 1. 省略  
2. 省略  
3. 変更後連帯保証人が親族である場合は、親族であることがわかる戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書  
4. 変更後連帯保証人の住民票（本籍地がわかるもの）  
5. 省略

省略

様式第11号（第8条関係）

連帯保証人承認・不承認通知書

省略

年 月 日付けで申請のありました松前町町営住宅入居請書又は連帯保証人承認・不承認申請書について、審査した結果を次のとおり通知します。

省略

省略

省略

省略

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第8条関係）

連帯保証人承認通知書

年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで提出のありました松前町町営住宅入居請書  
（連帯保証人変更承認申請書）について審査した結果、承認します。

記

- 1 住宅名 住宅
- 2 棟番号
- 3 室番号
- 4 使用名義人
- 5 保証極度額

松前町町営住宅管理条例施行規則抜粋

第8条第3項 入居者は、連帯保証人の住所、氏名及び連絡先に異動を  
生じたときは、連帯保証人異動届（様式第9号）を速やかに町長に提

出しなければならない。

第8条第4項 入居者は、連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

注) 1 入居者が家賃滞納など債務を履行しない場合は、連帯して責任を負うこととなります。

2 転居、転出等した場合は、入居者に連絡してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第13号（第8条関係） 連帯保証人不承認通知書</p> <p>省略</p> <p>____年 ____月 ____日付けで提出のありました ____松前町町営住宅入居請書（連帯保証人変更承認申請書）について審査した結果、 __不承認とします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 住宅名 _____ 住宅</p> <p>2 棟番号 _____</p> <p>3 室番号 _____</p> <p>4 使用名義人 _____</p> <p>5 不承認の理由 _____</p>	<p>様式第13号（第8条関係） 連帯保証人不承認通知書</p> <p>省略</p> <p>____年 ____月 ____日に _____様より提出されました松前町町営住宅入居請書・連帯保証人承認・不承認申請書にあなたの署名を確認させていただきましたが、下記により不承認とします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>不承認理由 _____</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。